

青山学院大学における利益相反及び研究教育倫理に関する指針

1. 制定の目的

本学の専任教職員が、青山学院教育方針に即して「すべての人と社会とに対する責任を遂げて果たす人間の形成」を目的として、社会に向けて研究教育活動を遂行する中で、社会との係わりにおいて発生しうる利益相反の諸問題、及び研究教育倫理への違反行為等に関し、事前予防対策及び関係する調査及び事後対応等のために、専任教職員の職務に関する基本ガイドラインを定め、所定のマネジメント体制を整備することを目的とする。

2. 専任教職員の職務に関する基本ガイドライン

- (1) 教育研究機関における活動及びその成果に対し、社会的責務を果たし、かつ、適切な社会貢献を推進する。
- (2) 自らを含むすべての人の人権を尊重し、同時に、地球規模を視座にいたした環境保全を堅持する。
- (3) 自国及び他国の法令等を遵守し、研究教育の活性化を推進するための努力を持続する。

3. 対象とする範囲

基本ガイドラインに基づき、マネジメント体制の対象範囲を以下の通りとする。

- (1) 研究教育活動における利益相反に係る事項
- (2) 研究教育活動と人権尊重に係る事項
- (3) 研究教育活動と環境保全に係る事項
- (4) 大学における安全保障貿易に係る事項
- (5) 論文等の盗用や捏造に係る事項
- (6) その他、研究教育に係わる大学としての倫理的責任を担保するために学長が必要と判断した事項

4. マネジメントの実施体制

(1) 利益相反及び研究教育倫理委員会の設置

上記3における対象とする範囲に係わる違反行為の事前防止及び調査・対応等について、学長は以下の構成員による利益相反及び研究教育倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を構成し実施する。

構成員：総務担当副学長（委員長）

専任教員より学長が指名した者 数名

事務職員より学長が指名した者 数名

任期：原則として1年間（再任もあり得る）

但し、コンプライアンスの観点を鑑み、学長が指名した学外有識者を、一定期間につい

て構成員とすることができる。

(2) 利益相反及び研究教育倫理相談受付窓口の設置

利益相反及び研究教育倫理に係わる相談受付窓口を、青山キャンパスは研究推進部研究推進課、及び相模原キャンパスは相模原事務部研究推進課に設け、相談受付担当職員を配置する。

相談受付担当職員は、守秘義務等の法令を遵守しつつ相談内容を委員長に報告し、委員長は倫理委員会での検討及び調査・対応等を実施する。但し、当該の相談内容が他の関係する学内規則又は諸制度に及ぶ事項であると倫理委員会が判断したときは、所定の手続きを踏まえることを相談者に通知する。

(3) 既存の学内規則又は諸制度との連携

研究教育活動に係わる既存の学内規則又は諸制度が完備されている事項については、倫理委員会は、それに抵触せず、かつその手続き等を阻害しないことを配慮する。また、倫理委員会による調査の結果、学内における懲戒対象になり得ると判断された案件については、学校法人青山学院就業規則等に即した対応を行う。

なお、各学部・研究科等で個別の利益相反又は研究教育倫理に係わる規則又は制度を制定及び実施する場合には、必要に応じ倫理委員会が相談又は支援することができる。

(4) 倫理委員会に係わる情報公開及び啓蒙活動

倫理委員会の活動内容報告や利益相反及び研究教育倫理に係わる啓蒙的事項は、定期的に学部長会等を通じて周知することとする。

さらに学内外に情報公開すべき案件であると倫理委員会が判断した場合、所定の手続きを踏まえ記者会見又は大学のホームページ等で公開する。

5. 対象とする範囲に係る学内規則等の立案

倫理委員会は、対象とする範囲に関わり既存規則等の改廃等を所管する部署に対して立案することができる。また、所管する部署が存在しない場合には、倫理委員会は、学長の諮問を受けて、新規規則の制定の原案を策定することができる。

なお、対象とする範囲に係る学内規則等を、別表の通り例示する。

[別表]：対象とする範囲に係る学内規則等（2014年1月20日現在）

青山学院大学教育人間科学部「研究倫理に関する内規」
青山学院大学経済学部脳医学的実験及び臨床研究に関する倫理審査委員会設置要綱
青山学院大学理工学部及び理工学研究科ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会設置要綱
青山学院大学理工学部及び理工学研究科動物実験委員会設置要綱
青山学院大学理工学部組換えDNA実験安全管理要綱
青山学院大学相模原キャンパス環境安全委員会設置要綱
青山学院大公的研究費の管理・監査実施体制に関する内規

その他、対象とする範囲に係る学内規則等と委員長が判断したもの

以上